

照会書の記入・提出について

※ご提出いただけない場合、医療費の返還を求める場合があります。必ずご提出ください。

糸満市では、骨折や打撲等の傷病で医療機関を受診している方へ、負傷原因照会書を送付しています。負傷の原因が第三者行為にあたるものではないかを確認するためのものですので、記入の上、速やかなご提出をお願いいたします。

※①の自損行為の場合も、負傷原因照会書にその旨を記載して提出をお願いします

※負傷原因が下記の②～④の場合、負傷原因照会書に加えて書類の提出が必要です（負傷原因照会書以外の書類提出に時間がかかる場合は、負傷原因照会書のみ先に提出し、それ以外の書類については後日の提出でも結構です）

① 自損行為（自分の不注意による転倒・落下等）の場合

- 傷病原因報告書

② 自損行為（車・バイク・自転車での単独事故）の場合

- 傷病原因報告書
- 事故発生状況報告書（当時の状況や場所など簡単な図）

③ 第三者行為（交通事故・バイク2人乗りでの事故等）の場合

- 傷病原因報告書
- 第三者行為による傷病届（加害者の氏名・住所・連絡先等、損害賠償の経過等）
- 同意書（世帯主の名前・住所・印）
- 事故発生状況報告書（当時の状況や場所など簡単な図）
- 交通事故証明書 ※運転免許センターで取得

④ 第三者行為（傷害・殴られた・蹴られた等、飼い犬に噛まれた、飲食店での食中毒）の場合

- 傷病原因報告書
- 第三者行為による傷病届（加害者の氏名・住所・連絡先等、損害賠償の経過等）
- 同意書（世帯主の名前・住所・印）

*負傷されたときの状況は、発生から病院受診までの経過内容をできるだけ詳しくご記入下さい。

*傷害において、報告内容の情報が洩れることは一切ありません。

*国民健康保険においては、負傷の原因が第三者の行為により保険給付を行ったときは、その負傷に要した保険給付の価額の限度内において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得するとなっています。（国民健康保険法第64条1項）

糸満市 国民健康保険課 給付係

TEL : 098-840-8127